

障害者総合支援法等に係る事業者説明会・集団指導

H26.3.25（火）13:30～

岡崎市役所福祉会館 6階大ホール

内容

- 1 障がい福祉サービス費等の請求について
- 2 事業者実地指導（集団指導）について
- 3 障害者総合支援法の平成 26 年度施行について
- 4 就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について
- 5 計画相談支援の推進について
- 6 障がい者虐待防止について
- 7 高校生障がい福祉サービス体験利用受入事業費補助金について
- 8 事業所指定事務について
- 9 その他連絡事項
- 10 質疑応答

平成26年度からの 障害福祉サービスの請求について

愛知県国民健康保険団体連合会
事業部 介護福祉課

< 目次 >

1. 地域区分について……………2ページ

愛知県国民健康保険団体連合会ホームページ

電子請求受付システム総合窓口

簡易入力ソフトの地域区分設定

2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて……………9ページ

注意点

マニュアル・請求ソフトのダウンロード

(1) マニュアルのダウンロード(保存)

(2) マニュアルの解凍

(3) 請求ソフトのダウンロード(保存)

(4) 請求ソフトのバージョンアップ

3. 同月再送処理方法について……………14ページ

簡易入力システムでの取下げ方法

取込み送信システムでの取下げ方法

4. 取り下げ依頼(過誤申立)について……………17ページ

1. 地域区分について

平成26年4月サービス提供分より、再び地域区分が変更となります。
そこで、4月11日(金)から愛知県国民健康保険団体連合会ホームページと電子請求受付システムに「平成26年度 地域区分表」を掲載します。確認してください。

なお、旧地域区分のまま請求されますと、全てのデータがエラーとなります。
障害者・障害児それぞれの地域区分表で確認のうえ、新しい地域区分を設定して請求データを作成してください。

愛知県国民健康保険団体連合会ホームページ (http://www.aichi-kokuho.or.jp/)

介護福祉関係の皆様 > 障害福祉サービス事業所向け > 障害福祉サービス費等の請求について

愛知県国民健康保険団体連合会

Google サイト内検索

文字サイズ変更について | 文字拡大 | 元に戻す

国保連合会のご紹介 | 一般の皆様 | 保険医療機関(保険薬局)の皆様 | 介護福祉関係の皆様 | 国保保険者の皆様 | 特定健康診査・特定保健指導

介護福祉関係の皆様

トップページ > 介護福祉関係の皆様 > 障害福祉サービス事業所向け > 障害福祉サービス費等の請求について

障害福祉サービス費等の請求について

■ 事業所の皆様へ重要なお知らせ

平成26年度4月サービス提供分より、昨年度に引き続き事業所所在地によっては地域区分が変更となります。障害者・障害児それぞれの各地域区分表で確認のうえ、新しい地域区分を設定して請求データを作成してください。(旧地域区分のまま請求されますと、全てのデータがエラーとなります。)

また、事業所の所在地(市町村)を選択することで、設定する地域区分を確認できるツールを作成いたしました。こちらのツールは、事業所の現在の地域区分と新しい地域区分が表示されます。

ダウンロード

- 別添1 障害者の地域区分<平成26年度>
- 別添2 障害児の地域区分<平成26年度>
- 別添3 地域区分確認ツール<平成26年度>

障害福祉サービス費等の請求に関しましては、こちらのページをご覧ください。

■ 電子請求受付システムのアドレス
<http://www.e-seikvuu.jp/>
(電子請求受付システムの総合窓口)

Copyright (C) 愛知県国民健康保険団体連合会. All Rights Reserved.

こちらから地域区分表を見ることができます。

電子請求受付システム総合窓口 (http://www.e-seikyuu.jp/)

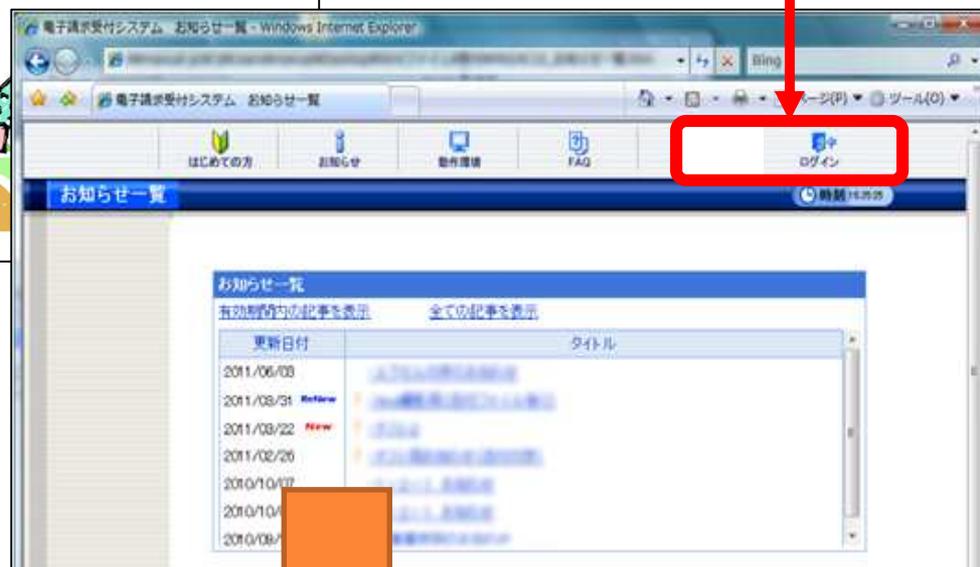
ログイン後のお知らせ一覧

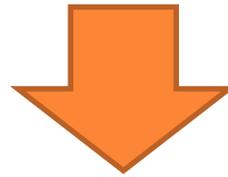
(更新日付 2014/04/11:タイトル「平成26年度 地域区分表」)

<http://www.e-seikyuu.jp/> にアクセス



電子請求受付システム総合窓口
に
ログインしてください。





電子請求受付システム

お知らせ 照会一覧 FAQ マニュアル ダウンロード 証明書

お知らせ一覧

[有効期間内の記事を表示](#) [新着の記事を表示](#) [未読の記事を表示](#) [全ての記事を表示](#)

更新日付	カテゴリ	タイトル
2014/04/11	参考資料	平成26年度 地域区分表
2013/04/10	参考資料	平成25年度 地域区分表
2008/12/26	その他	点検内容の変更について
2008/12/26	その他	ゆうちょ銀行の他の金融機関との振込み対応時期について
2008/12/16	その他	簡易入力システムVer2.0の不具合について
2008/12/01	その他	エラーコード表の掲載について
2008/08/21	その他	各種様式の掲載について
2008/07/31	その他	「警告発生事例集」の掲載について
2008/02/21	その他	市町村番号一覧表について

1/1

本会ホームページと同じ
地域区分表が見ることが
できます。

簡易入力ソフトの地域区分設定

岡崎市所在の障害福祉サービス事業所は、平成26年4月サービス提供分より地域区分が下記のとおり変更になります。

簡易入力ソフトをご利用の際は、次ページ以降を参考に地域区分の設定を、4月中旬に予定されているソフトのバージョンアップ終了後に行ってください。

記

岡崎市地域区分

平成25年度

平成26年度

障害者

十二級地

十七級地

障害児

七級地

七級地

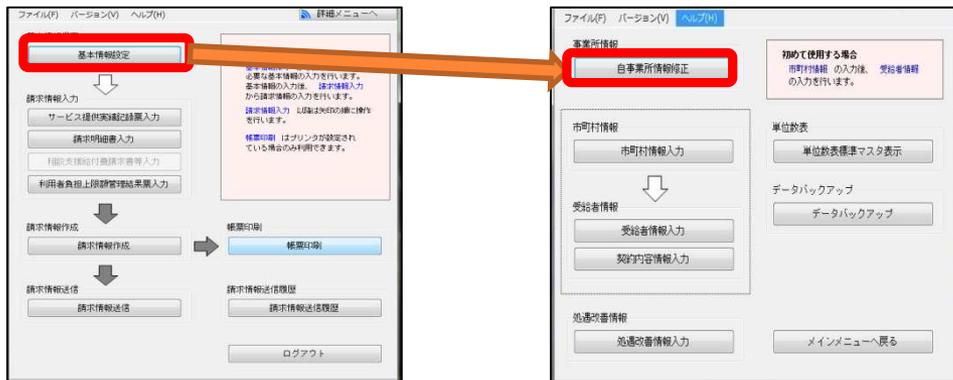
障害児(経過あり)

十三級地(旧児童デイ)

十八級地(旧児童デイ)



自事業所情報修正画面にて地域区分の設定を行う



障害福祉サービス 電子請求受付システム (簡易入力) - 事業所情報保守

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

事業所情報(基本) ※は必須入力項目です

事業所番号 ※ 1111111111

名称
カナ ※ カナ 'イカサヒ' ス'ギョウ コ'ホリ'カ'イ
漢字 ※ 障害福祉サービス事業所 国保連合会

郵便番号 ※ 〒 000-0000

住所
カナ ※ カナ 'キヨヲ' マ'チ' ヲ'ク' マ'チ' ヲ'ク
漢字 ※ 岡崎市 ●●町 ●●番地 ●●号

電話番号 ※ 000-000-0000

FAX番号

代表者
氏名カナ ※ コ'ホ'ロ'ウ
氏名漢字 ※ 国保太郎
職名 ※ 理事長

地域区分 ※ 十二級地 設定

サービス提供状況 入力可能な項目は全て必須入力項目です

サービス提供状況	未提供	提供	詳細
居宅介護	未提供		詳細
重度障害者等包括支援	未提供		詳細
生活介護	未提供		詳細
介護給付費			
同行生活介護	未提供		詳細
(旧)身体入所更生	未提供		詳細
(旧)身体通所療護	未提供		詳細
(旧)知的入所更生	未提供		詳細
(旧)知的通所療護	未提供		詳細
訓練等給付費			
自立訓練(生活訓練)	未提供		詳細
就労継続支援(A型)	提供		詳細
相談支援給付費			
同行生活介護	未提供		詳細
施設入所支援	未提供		詳細
(旧)身体入所療護	未提供		詳細
(旧)身体通所療護	未提供		詳細
(旧)知的入所療護	未提供		詳細
(旧)知的通所療護	未提供		詳細
宿泊型自立訓練	未提供		詳細
就労移行支援	未提供		詳細
就労継続支援(B型)	未提供		詳細
自立訓練(機能訓練)	未提供		詳細
就労移行支援(養成施設)	未提供		詳細
就業定着支援	未提供		詳細

電話番号を入力します s20130415017 v2.14.0

入力し終わったら登録

該当の地域区分を選択

地域区分設定

No. 2 ※は必須入力項目です

適用開始年月 ※ 平成 26 年 4 月

経過措置の有無 ※ 無し

地域区分

選択 No. 適用開始年月

一級地
二級地
三級地
四級地
五級地
六級地
七級地
八級地
九級地
十級地
十一級地
十二級地
十三級地
十四級地
十五級地
十六級地
十七級地
十八級地
十九級地

確定 閉じる

s20130415017 v2.14.0

地域区分の入力

地域区分 *	設定	法人等種別	
--------	----	-------	--



地域区分設定

地域区分		*は必須入力項目です	
No.	?		
適用開始年月 *	平成 26 年 4 月		
経過措置の有無 *	無し		
地域区分 *			

選択 No. 適用開始年月

▶	1	平成24年04月
---	---	----------

一級地
二級地
三級地
四級地
五級地
六級地
七級地
八級地
九級地
十級地
十一級地
十二級地
十三級地
十四級地
十五級地
十六級地
十七級地
十八級地
十九級地

明細追加
明細修正
明細削除
明細クリア

確定 閉じる

s20130415017 v2.14.0

① 地域区分を選択します

適用開始年月を平成26年4月に設定し該当の級地を選択すると、自動的に単位数単価は設定される

2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて 注意点

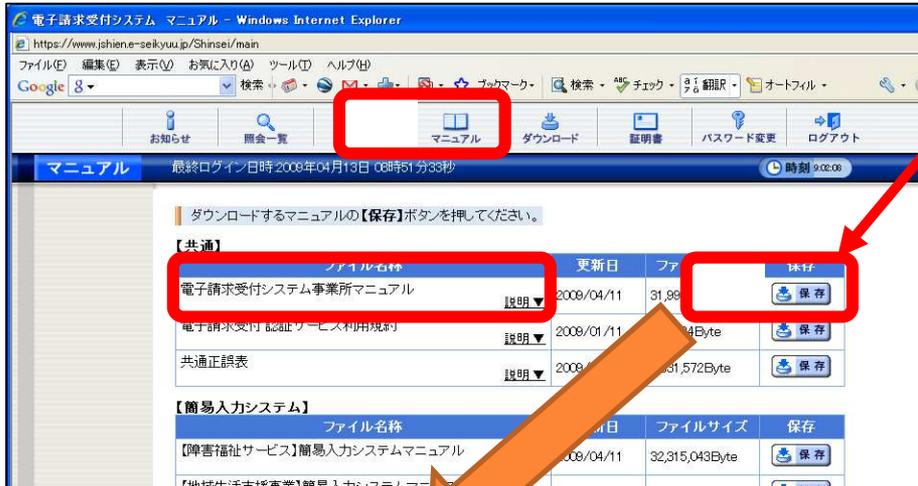
5月に送信する請求データは

ソフトのバージョンアップ終了後に作成してください。バージョンアップ前に作成した請求データを送信すると、エラーとなる恐れがありますのでご注意ください。

なお、バージョンアップのリリースは4月中旬に予定されております。電子請求受付システムのお知らせ画面を確認の上、バージョンアップを行ってください。

マニュアル・請求ソフトのダウンロード

(1) マニュアルのダウンロード(保存)



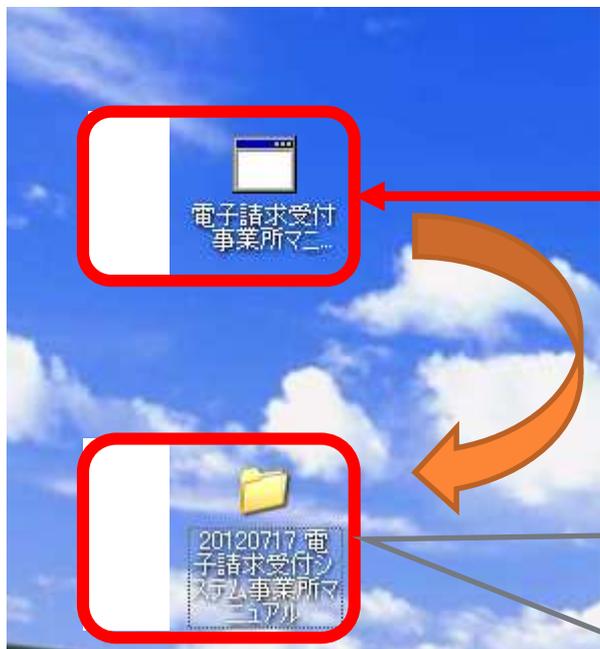
電子請求受付システム事業所マニュアルをダウンロード(保存)します。

・必要に応じて各種マニュアルをダウンロードしてください。

デスクトップ等わかりやすい所に保存してください。



(2) マニュアルの解凍



ダブルクリックで自動解凍されます。

導入方法が記載してありますので一読してください。



(3) 請求ソフトのダウンロード(保存)

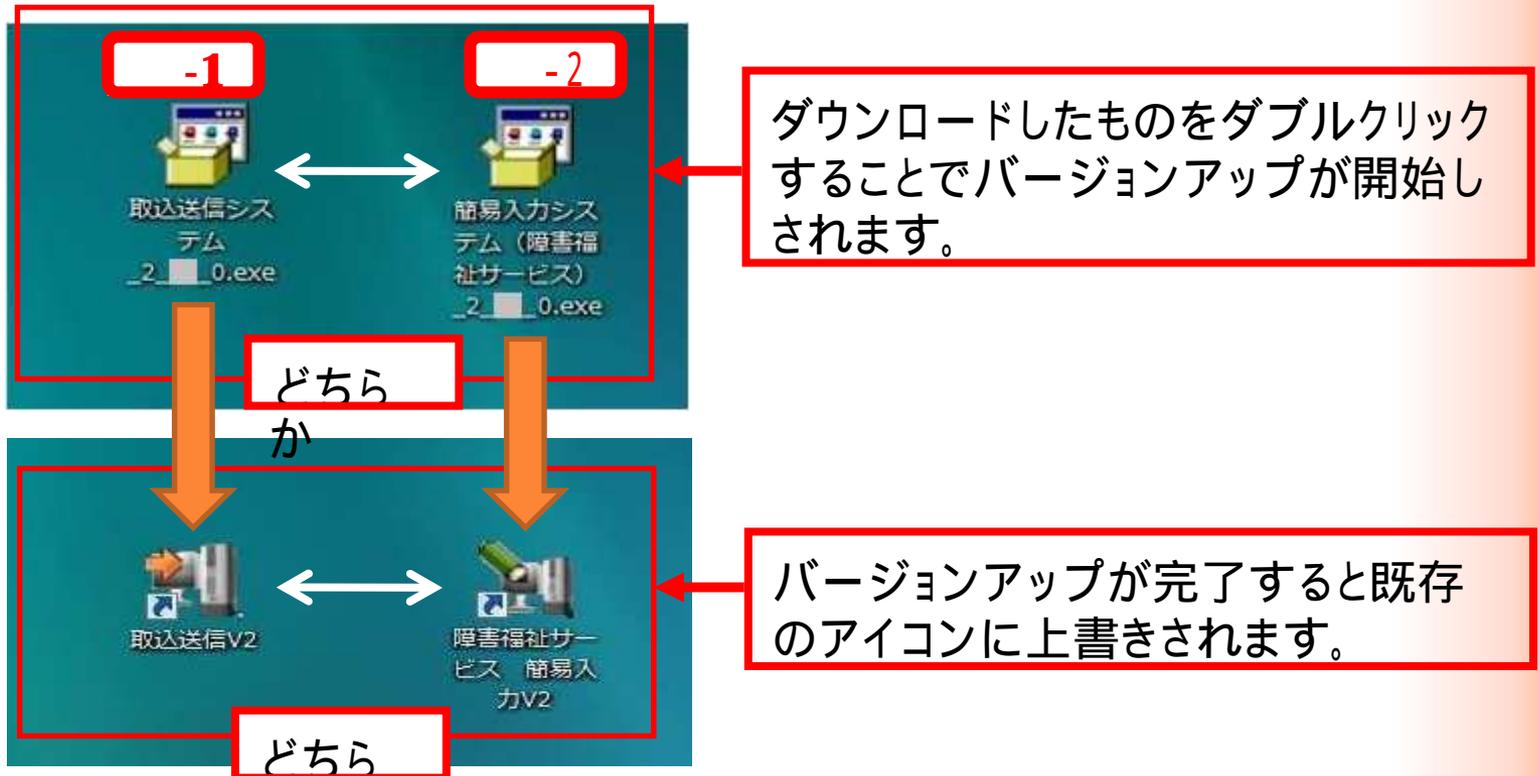
ダウンロード

ダウンロードするファイルの【保存】ボタンを押してください。

【共通】	ファイル名称	バージョン	更新日時	ファイルサイズ	保存
	電子請求受付システム 基本ソフトウェア	-	2000/00/00 00:00	00,000,000Byte	ダウンロード
	電子請求受付システム サポートソフトウェア	-	2000/00/00 00:00	0,000,000Byte	ダウンロード
-1	取込送信システム Ver.0000	-	2000/00/00 00:00	0,000,000Byte	ダウンロード
【障害福祉サービス】	ファイル名称	バージョン	更新日時	ファイルサイズ	保存
-2	簡易入力システム(障害福祉サービス)Ver.0000	SO00	2000/00/00 00:00	0,000,000Byte	ダウンロード

どちらか

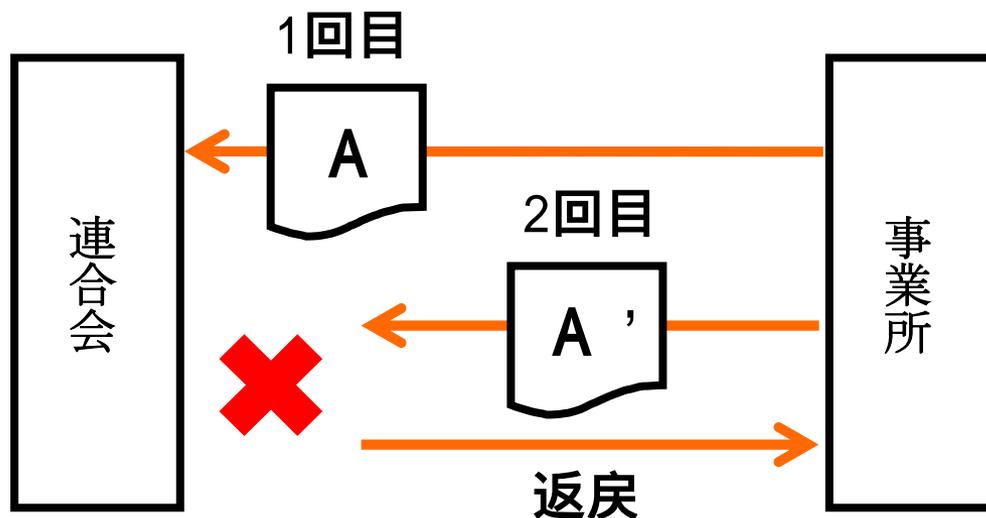
(4) 請求ソフトのバージョンアップ



以上でバージョンアップは終了です。
既存の入力情報は自動的に上書きされます。

3. 同月再送処理方法について

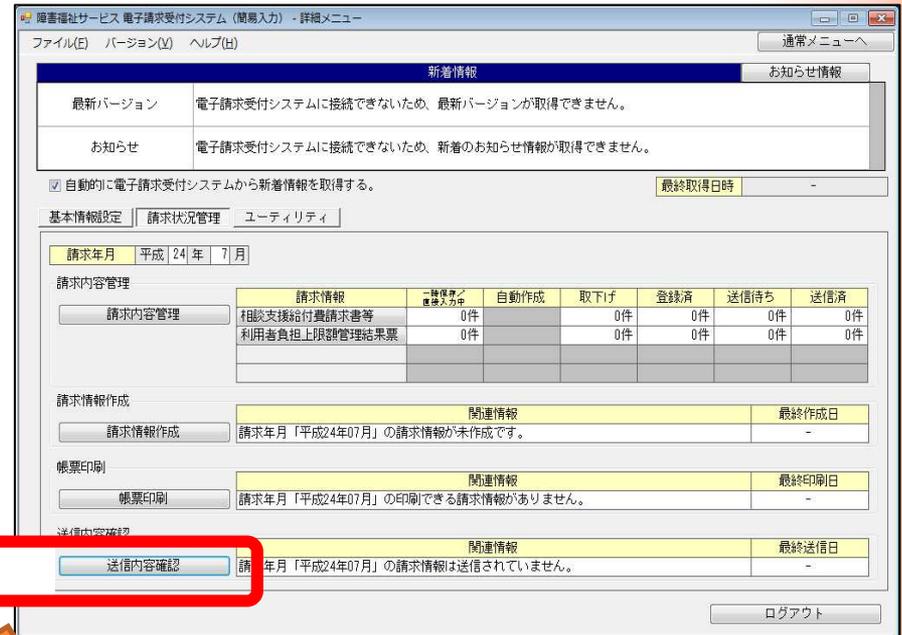
同じ月に1回目データの送信後、誤りに気づき修正して再度送信する場合の処理(毎月1日～10日)



1回目のデータで審査し、支払われるため2回目に送信したデータは重複で返戻となります。
(エラーコード: **EC01**)

対策: 1回目に間違ったデータを送信してしまった場合、送信したデータを取込送信システム
又は簡易入力システムにて取下げしてください。(取下げ方法は次ページから)

簡易入力システムでの取下げ方法



取下げたい
データを選
択

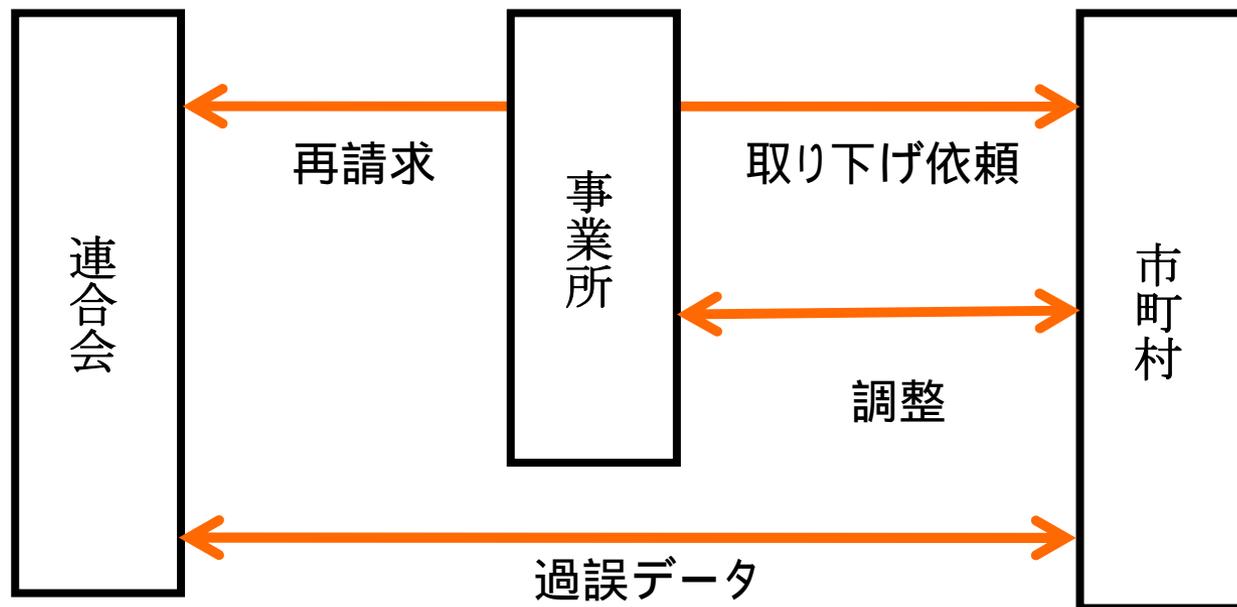
取込み送信システムでの取下げ方法



取下げたい
データを選
択

4. 取り下げ依頼(過誤申立)について

1度支払われたデータを修正したい場合は、市町村に取り下げ依頼(過誤申立)をしてください。市町村と調整が取れた月に修正データを再請求してください。



・ただし、取り下げ依頼(過誤申立)をしなかった場合、又は市町村と調整がとれなかった場合は再請求しても返戻となります。(エラーコード: **ED01**)

平成25年度障がい福祉サービス事業者等実地指導の実施結果

事業所数	172 事業所
実地指導実施数	71 事業所

改善指導状況		文書指導	口頭指導
1 基本方針		0	0
2 人員に関する基準	人員基準	3	1
	職員の雇用契約	0	2
	職員の資格証の保管	0	1
	就業規則	0	1
	嘱託医の勤務	0	2
3 設備に関する基準		0	0
4 運営に関する基準	運営規程	0	7
	重要事項説明書、契約書	0	54
	契約書の期限切れ	0	3
	フェイスシート・アセスメントシート 個別支援計画・モニタリング	16	24
	サービス提供記録	5	7
	受給者証	0	2
	代理受領額通知書等	10	13
	工賃の支払・賃金	8	0
	身体拘束	0	4
	事故防止マニュアル・緊急連絡網	0	8
	苦情・事故の記録	0	4
	避難訓練	0	1
	利用者の実習・受入れ先の確保	0	2
	前年度の利用者の把握	0	6
5 多機能型に関する特例		0	0
6 変更の届出等		2	7
7 給付費の算定及び取扱	サービス費	0	1
	各種加算	5	13
8 その他		0	0
計		49	163
指摘事業所数		29	64
指摘事業所数 / 指摘事業所数		40.8%	90.1%

実地指導における改善指導事項について(運営)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」...居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援

「通所系」...療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

「入所系」...短期入所、障がい者支援施設

「住居系」...共同生活介護、共同生活援助

「相談系」...地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援

No	項目	注意点	サービス
1	常勤の要件等	<ul style="list-style-type: none"> 「常勤者が勤務すべき時間数」とは、就業規則で定める勤務時間をいい、通常は営業時間と一致している。 「サービス管理責任者など、常勤でなければならない職種にも関わらず、常勤要件を満たしていない者がみられるので、常勤要件のある従業員については、改めて確認すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
2	従業員の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、前年度の利用者平均値に対して、常勤換算上必要な従業員を配置すること。 「前年度の利用者平均値」とは、前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数のことである。 「常勤換算」とは、従業員のそれぞれの勤務時間の総数を、当該事業所において、常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従事者の人員数に換算すること。 	通所系 入所系 住居系 (短期入所の一部時間帯を除く)
3	従業員変更に伴う届出	<p>【従業員変更で届出が必要な場合】</p> <p>管理者 サービス提供責任者 サービス管理責任者 相談支援専門員 運営規程に定める従業員の数</p> <ul style="list-style-type: none"> 「運営規程に定める従業員の数」とは、「生活支援員2名」のような記載をいい、2名 3名になった場合には変更届が必要となる。 兼務職員の勤務時間の合計が、常勤が勤務する時間を超えるといった不整合がないよう、変更時には注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
4	重要事項説明書 サービス利用契約書	<ul style="list-style-type: none"> 記載誤りとして 「契約者氏名や印、説明者氏名の記載漏れ」 「利用者負担上限額の誤り」 「苦情受付先として (愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 052 202 0167) (岡崎市福祉部障がい福祉課審査給付班 0564 23 6853) が記載されていない」 などがある。 重要事項説明書及びサービス利用契約書は利用者に渡すこと。 サービス利用計画書の契約期間が切れているものが見受けられたので、注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
5	フェイスシート アセスメントシート	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護計画、個別支援計画の作成に当たっては、アセスメントを行い、その記録を残しておくこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系

No	項目	注意点	サービス
6	居宅介護計画	<ul style="list-style-type: none"> ・援助の方向性や目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程を記載すること。 ・サービス開始前までに作成すること。 ・居宅介護計画は利用者に渡すこと。 	訪問系
7	個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項を記載すること。 ・サービス担当者会議の記録を残しておくこと。 ・サービス開始前までに作成すること。 ・個別支援計画は利用者に渡すこと。 	通所系 入所系 住居系
8	モニタリング記録 個別支援計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、定期的にモニタリングの結果を記録すること。 ・6月(自立訓練(機能訓練・生活訓練)と就労移行支援は3月)に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 	通所系 入所系 住居系
9	利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1割負担なので、無料だと誤解を招くことがないようにパンフレット等の記載に注意すること。 ・利用者負担額を事業所が肩代わりすることはできないので注意すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系
10	サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供実績記録票に利用者確認印がないことがあるので、利用者確認印をもらい、保管しておくこと。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
11	契約内容報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と新規契約、契約解除を行った際には、市に契約内容報告書を提出すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系
12	掲示物について	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談の窓口等の重要事項を掲示すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
13	工賃	<ul style="list-style-type: none"> ・作業収益の額、必要経費の額、工賃支払の額が明確にわかるように管理しておくこと。 ・作業収益と給付費は明確に分けて管理すること。 ・工賃規程を作成することが望ましい。 ・利用者間で工賃の時間給に差を付ける場合は作業内容又は出来高によるものみに限ること。 	生活介護 就労移行 就労B
14	代理受領通知	<ul style="list-style-type: none"> ・給付費が振り込まれた後に利用者に交付すること。 	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系

「基準省令及び解釈通知等の内容」欄は「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)の各省令とそれぞれに対応する厚生労働省の通知等の内容に基づき作成しています。

実地指導における改善指導事項について(給付費)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」... 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援

「通所系」... 療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

「入所系」... 短期入所、障がい者支援施設

「住居系」... 共同生活介護、共同生活援助

「相談系」... 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援

No	項目	注意点	サービス
1	特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画的な研修実施」として、具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画作成とその実施をすること。 ・「定期健康診断の実施」として、すべてのヘルパーを対象に、少なくとも1年に1回、事業者の費用負担で健康診断を実施すること。 ・サービスの種類ごとに要件を算定し、加算の届を行うこと。 ・最低でも、3か月の実績がないと算定できないこと。 	訪問系
2	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者が、訪問に同行した場合、その旨を記録すること。 	訪問系
3	緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・要請のあった時間、要請の内容、サービス提供をした時間を記録すること。 	訪問系
4	送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の送迎につき、月平均3人以上が利用する場合に算定できること。 	通所系 (療養介護は除く) 短期入所
5	欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況、相談援助の内容を詳細に記録すること。 	通所系 (療養介護は除く)
6	施設外就労加算	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外就労を行うユニットを組み、報酬算定上必要とされる数の従業者が同行すること。 ・月2日以上は、事業所内においてモニタリングを実施すること。 	就労A・B
7	帰宅時支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅等における生活状況等を詳細に記録すること。 	住居系
8	福祉専門職員配置等加算	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置の変更により、要件を満たさなくなってしまう場合があるので注意すること。 	通所系 住居系

「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号)に基づき作成しています。

重度訪問介護の対象者の拡大について

対象者について

H25年度まで 「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者」

H26年度から 「在宅の行動障がいをもつ者（知的、精神）であって常時介護を要する者」を追加

従業者の研修について

- ・従来の従業者研修に加え、「行動障害支援課程（仮称）」を新設
従来の課程、新設課程のいずれかを受ければ良い
ただし、利用者の状況に即し各課程を修了していることが望ましい
関連資料

支給決定・報酬について

- ・支給決定には、事前に行動援護事業者によるアセスメントが必要
関連資料
- ・報酬算定はアセスメントを踏まえたサービス等利用計画が作成されていることが前提
- ・アセスメントの基本的な考え方
関連資料
- ・アセスメントで必要となる居宅内での行動援護は必要な期間内で利用可とする

「重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(仮称)」
及び「強度行動障害支援者養成研修」のカリキュラム

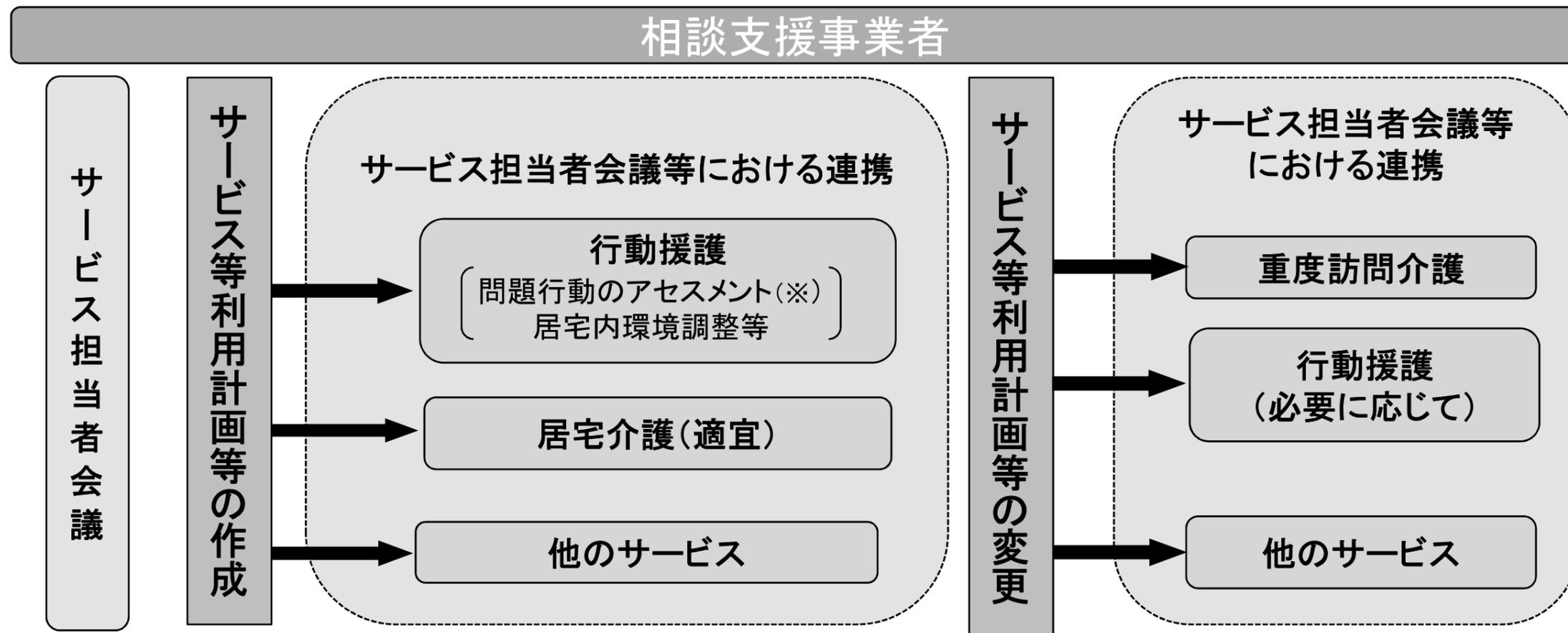
科目名	時間数	内容	
【講義】	6		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	<ul style="list-style-type: none"> 本研修の対象となる行動障害 強度行動障害の定義 強度行動障害支援の歴史的な流れ 知的障害／自閉症／精神障害とは 行動障害と家族の生活の理解 危機管理・緊急時の対応
		②強度行動障害と医療	<ul style="list-style-type: none"> 強度行動障害と精神科の診断 強度行動障害と医療的アプローチ 福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識	3.5	③強度行動障害と制度	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援給付と行動障害 / 他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
		④構造化	<ul style="list-style-type: none"> 構造化の考え方 構造化の基本と手法 構造化に基づく支援のアイデア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	<ul style="list-style-type: none"> 支援の基本的な枠組み 支援の基本的なプロセス アセスメント票と支援の手順書の理解 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
		⑥虐待防止と身体拘束	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止法と身体拘束について 強度行動障害と虐待
		⑦実践報告	<ul style="list-style-type: none"> 児童期における支援の実際 成人期における支援の実際
【演習】	6	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 様々なコミュニケーション方法 コミュニケーションの理解と表出 グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	<ul style="list-style-type: none"> 感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する氷山モデル グループ討議／まとめ
合計	12		

重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

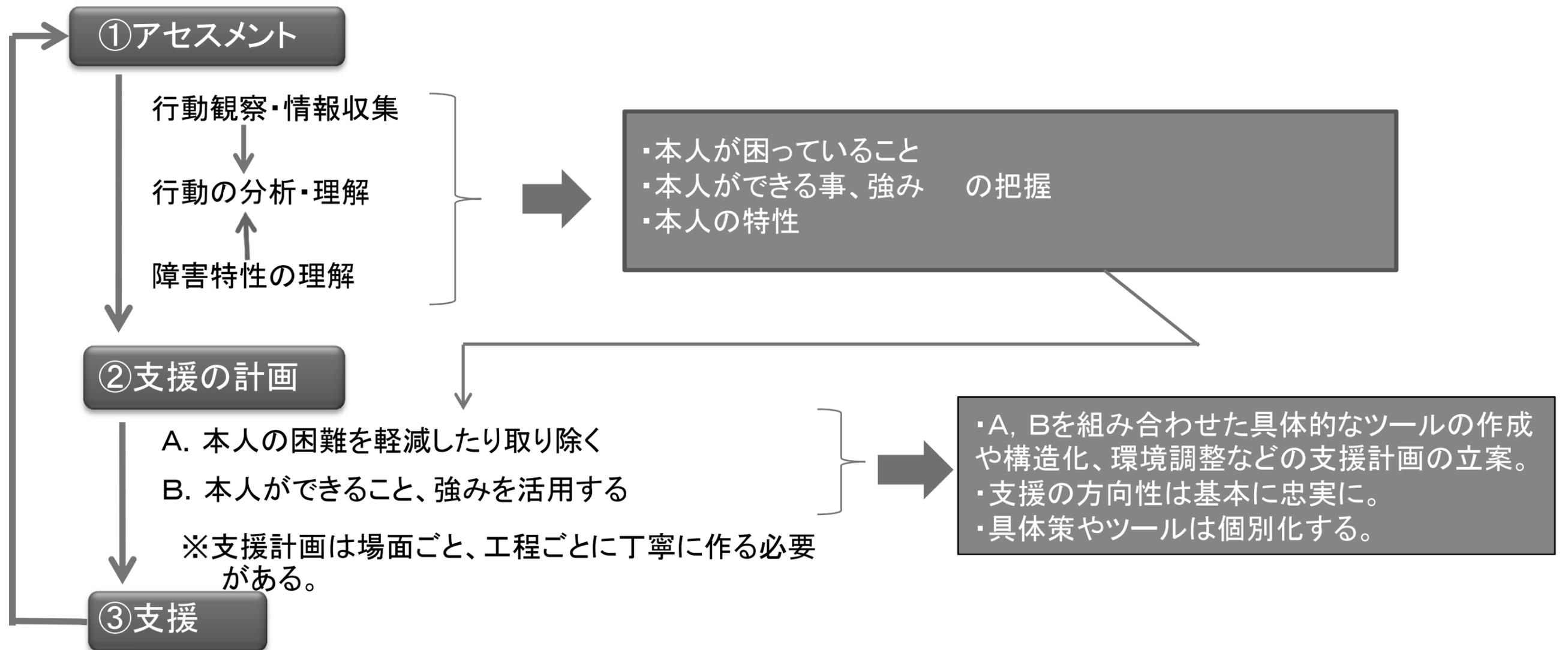
支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス

- ・問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等については、以下のプロセスにより行う。
- ・この支援計画に基づき、すべての事業者が支援方針や支援方法を共有する。



支援計画シート 氏名(高崎のぞむ) 支援計画者(〇〇〇〇)			
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
情報 (見たこと、聞いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やろうと思うこと)
<ul style="list-style-type: none"> ● 26歳男性 自閉症 重度知的障害 ● 身長 172センチ 体重 105キロ ● 高等部卒業後 8年間で 45キロ体重増加 ● 高血圧 (100 - 160) ● 14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている ● その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している ● 子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌 ● 外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし ● DVDカセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能 ● 書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい ● 個別化された作業環境だと、一度に20分から日によっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能 ● 休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっていることが多い ● 静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻りに静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる ● 写真を使った指示で活動がいくつか理解できている ● ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることもあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある ● 入浴や歯磨(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多々見られる ● 2か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大けがを負う(その後休日のドライブが行けていない) 	<p>生物的なこと (疾患や障害、気質など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症 ● 生活習慣病の対策が必要 ● 健康・衛生に配慮した詳細な援助は行いづらい ● とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり ● 女性や子どもの甲高い声は嫌い ● 混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続く、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり 	<ul style="list-style-type: none"> ① ダイエットと生活習慣病予防 ② 支援付きの外出手段の確保 ③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす ④ 定期的なショートステイの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー ○ 日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす) ○ 休憩時間に個別に深呼吸の練習 ○ 相談支援事業と行動援護利用の調整(早急のサービス開始に向けて) ○ 行動援護事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定) ○ 1日に作業1種類、自立課題6種類を準備 ○ 1日単位の個別のスケジュールを当面固定 ○ スケジュールの伝達方法を調整 <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの提示場所は静養室 ・3つ程度の活動を写真・カードで提示 ・静養室の休憩時間の終わりはタイマー ○ スケジュール変更時に家庭に連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での影響を確認 ○ 月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整) <ul style="list-style-type: none"> ・曜日の固定 ・他の利用者との調整 ・宿泊時に必要なものを確認 ・夜間・早朝のスケジュール確認 ・最初の実施日
	<p>心理的なこと (不安、葛藤、希望、感情など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む ● とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる) ● 周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある ● 刺激が少ない場所で、一人であることを好むが、30分以上続けると混乱することがある ● 笑顔や人とのかかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない ● 歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない 		
	<p>社会的なこと (家庭、施設・学校、地域資源など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活を続けることの困難さを感じている ● 家庭以外での外泊経験は15年以上経験していない ● 2年を目処に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定) 		

ケアホームとグループホームの一元化について

概要について

- ・ ケアホーム（共同生活介護）の廃止 グループホーム（共同生活援助）へ一元化（H26.4.1～）

- ・ 既存事業所の取扱い

これまでの事業所	4月以降のみなし扱い
指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所
指定共同生活援助事業所	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
一体型指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所
一体型指定共同生活援助事業所	

支給決定・受給者証について

- ・ H26.4.1時点において、引き続き「共同生活介護」の支給決定を受けている利用者は、有効期限まで上記の取扱いのとおり「共同生活援助」の支給決定を受けているものとみなされる。4月以降も「共同生活介護」と記載のある受給者証は有効
ただし、岡崎市受給者は4月中に「共同生活援助」の支給決定した受給者証等を送付
- ・ 障害支援区分の認定は、介護サービス包括型は入浴、排せつまたは、食事等の提供を受けることを希望する者、外部サービス利用型は、受託居宅介護サービスの提供を希望する者が必要
- ・ 受託居宅介護サービスの支給決定及び支給量は、「共同生活援助」支給決定欄に記載。支給標準時間は次のとおり。

障がい支援区分	支給標準時間(分/月)
2	150
3	600
4	900
5	1,300
6	1,900

報酬について

- ・ 現在検討中（パブリックコメントを実施）
- ・ イメージとしては、

介護サービス包括型	従来のケアホームのマイナーチェンジ
外部サービス利用型	従来のグループホームのサービス費 + 受託居宅介護サービス費

(別添①)

事務連絡

平成26年2月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の
一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部施行により、平成26年4月から、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が一元化されるところですが、その一元化に伴う指定及び支給決定事務等について、留意すべき事項を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

各自治体におかれましては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、平成26年4月の円滑な施行に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別添の内容は、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関係通知等を改正する過程において、運用面での変更等があり得ることに留意願います。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

安蒜、中山

TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)

I 事業所の指定

1 経過措置について

(1) 整備法による経過措置

① 整備法附則第7条による経過措置

ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る指定を受けている者は、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けているものとみなされる（以下「みなし指定」という。）ものであること。

イ みなし指定の有効期間について

平成26年4月1日において現にその事業者が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とし、当該有効期間満了後も引き続き共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うためには、指定の更新を行う必要があること。

ウ みなし指定に係る手続き等について

(ア) 指定について

みなし指定については、整備法附則第7条により、共同生活援助に係る指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請等の手続きは不要である。ただし、みなし指定に際して、運営規程の変更など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第34条の23に定める事項（以下「届出事項」という。）に変更がある場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第46条に基づき、10日以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）へ届け出る必要があること。

(イ) 公示について

みなし指定であっても、事業者の指定であり、また、どの事業所が共同生活援助に係る指定を受けているのかについて利用を希望する障害者等が確認できるよう、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

(2) 整備省令による経過措置

① 整備省令附則第3条による経過措置（事業所指定関係）

ア 基本的な取扱い

平成26年4月1日において現に指定共同生活介護の事業を行う事業所又は指定共同生活援助の事業を行う事業所については、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成25年厚生労働省令第124号。以下「整備省令」という。）附則第3条によ

り、下表の左欄の事業所の種類ごとに右欄の事業所とみなされる（以下「みなし事業所」という。）ものであること。

平成 26 年 4 月 1 日時点の事業所の種類	みなし事業所の種類
指定共同生活介護事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所
指定共同生活援助事業所	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
一体型指定共同生活介護事業所 一体型指定共同生活援助事業所	指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 ※

※ 平成 26 年 4 月 1 日以降は、原則として、一の指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行するものであるため、障害者総合支援法第 46 条第 2 項及び第 79 条第 4 項の規定に基づき、共同生活援助の事業の廃止を都道府県知事に届け出る必要があること。

イ みなし事業所に係る手続き等について

整備省令附則第 3 条によるみなし事業所に該当する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、利用者の適切な事業所の選択に資するため、運営規程に規定する事業の目的等において、事業所の種類（指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）を記載する必要があることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

ウ みなし事業所以外の種類の事業所に移行する場合の手続きについて

平成 26 年 4 月 1 日以降、現にある指定共同生活介護事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合又は現にある指定共同生活援助事業所が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行する場合は、事業者からの指定の申請等の手続きは不要であるが、少なくとも、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 211 条の 3 又は第 213 条の 9 に規定する運営規程に定めるべき重要事項のうち、

- ・ 「事業の目的及び運営の方針（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 1 号又は第 213 条の 9 第 1 号）」、
- ・ 「従業者の職種、員数及び職務の内容（指定障害福祉サービス基準第 211 条の 3 第 2 号又は第 213 条の 9 第 2 号）」、
- ・ 「受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 9 第 5 号）」

の規定内容に変更等が生じることが想定されることから、障害者総合支援法第 46 条に基づき、運営規程その他届出事項の変更を 10 日以内に都道府県知事へ届け出る必要があること。

都道府県知事は当該変更の届出があった場合には、当該届出の内容が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第

1 節から第 4 節、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第 14 章第 5 節に定める規準に適合しているか否かを速やかに確認すること。

なお、これらの事業所の移行が円滑に行われるよう、事業所の協力の下、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、各都道府県において、当該届出の内容を予め確認することは差し支えないこと。

(経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所の場合)

現にある経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所（経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を含む。）については、当該経過措置が設けられてから一定期間が経過していることを踏まえ、各都道府県において、当該事業者に対して、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行の意思を確認することが望ましいこと。外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等への移行が困難であるか、又は、移行を希望しない事業所であって、指定障害福祉サービス基準附則第 13 条に定める基準に適合している事業所については、引き続き、経過的家介護利用型指定共同生活援助事業所として共同生活援助の事業を行うことが可能であるが、この場合であっても、移行に際して、届出事項に変更がある場合には、障害者総合支援法第 46 条に基づき、10 日以内に都道府県知事に届け出る必要があること。

(3) 平成 26 年 3 月 31 日で指定の有効期間が満了する事業者の指定等の手続きについて

平成 26 年 3 月 31 日で指定の有効期間が満了する共同生活介護の事業を行う事業所又は共同生活援助の事業を行う事業所については、当該指定の有効期間の満了日までの間に、障害者総合支援法第 40 条に基づき、当該事業の指定の更新の申請を行うことが考えられる。

その場合は、(1) 及び (2) により、必要な手続き等を行うこと。

(4) 整備省令附則第 4 条による経過措置（人員に関する基準関係）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、世話人の配置基準を常勤換算で 6 : 1 以上としているところであるが、平成 26 年 4 月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行した場合については、当分の間、世話人の配置基準を常勤換算で 10 : 1 以上とする。

(5) 整備省令第 5 条による経過措置（設備・運営に関する基準関係）

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者については、事業の開始に当たって、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結する必要があるが、整備省令附則第 3 条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、整備省令の施行後最初の指定の更新までの間は、必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとする。

Ⅱ 支給決定事務について

1 みなし支給決定

(1) 対象者及びみなし支給決定の内容

整備法附則第5条により、平成26年4月1日において、現に共同生活介護に係る介護給付費の支給決定を受けている利用者は、支給決定の有効期間の残存期間の間は、共同生活援助の支給決定を受けているものとみなされること。

(2) みなし支給決定に関する手続き

みなし支給決定は、法律上何らの手続きを要せずに支給決定があったものとみなされるが、各市町村の判断で、みなし支給決定された利用者に対して、実務上、みなし支給決定されたことの通知や障害福祉サービス受給者証の交付等の手続きを行うことは差し支えない。

なお、みなし支給決定されたことを通知する場合は、次の事項を記載することが考えられる。

- (ア) みなし支給決定された旨
- (イ) みなし支給決定された障害福祉サービスの種類（共同生活援助）
- (ウ) みなし支給決定された障害福祉サービスの支給量
- (エ) みなし支給決定の有効期間
- (オ) 負担上限月額
- (カ) その他必要な事項

2 一元化後の共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定業務について

(1) 基本的な取扱いについて

共同生活援助に係る支給申請を受理した市町村は、申請者が指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のいずれの事業所の利用を希望する場合であっても、「共同生活援助」の支給決定を行うものとする。なお、「共同生活援助」の支給量や有効期間の考え方は、後述する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いを除き、基本的に現行の共同生活介護及び共同生活援助と同様のものであること。

(2) 障害支援区分の認定手続きについて

共同生活援助の利用を希望する障害者のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続きを要しないものとする（下表参照）。

市町村は、適切なアセスメント及びマネジメントにより、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続きの要否を判断すること。

なお、障害支援区分の認定手続きを受けずに指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所を利用する場合は、当該利用者の障害支援区分を「非該当」とみなして基準を適用するものとする。

また、現に障害程度区分の認定手続きを受けずに指定共同生活援助事業所を利用している利用者については、支給決定の変更や更新を行う際に、介護の提供に関する意向を確認すること。

※ 平成26年4月以降の訓練等給付費の支給申請書の様式については、追って、お示しするが、共同生活援助（グループホーム）の支給申請を行う場合には、「申請するサービス」欄の「申請に関する具体的内容」欄に①希望する事業所の種類（指定共同生活援助事業所と外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の別）及び②入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望するか否かを記載するよう、現行様式を改正する予定である。

	認定手続が必要な者	認定手続が不要な者
指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する障害者	入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所	日常生活上の援助など基本サービスに加えて、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者	日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障害者（受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障害者）であって、申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続は不要であると判断された障害者

（3）受託居宅介護サービスの提供を受ける場合の取扱いについて

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する障害者からの支給申請を受理した市町村は、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続を経た上で、共同生活住居の支給量として、各月における『日数（暦日数）／月』に加えて『受託居宅介護サービスの支給量（時間（15分単位）／月）』を決定するものとする。なお、体験利用の場合の取扱いも同様とする。

ア 受託居宅介護サービスの対象者

指定居宅介護事業所と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結し、受託居宅介護サービスの提供体制を整えている外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を利用する障害者（障害支援区分2以上に該当する障害者に限る。）については、市町村が決定する受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、受託居宅介護サービスの提供を受けることができるものとする。

イ 受託居宅介護サービスの種類

受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 10 第 3 項に規定のとおり、指定居宅介護（身体介護を伴う場合に限る。）とする。

ウ 受託居宅介護サービスの支給量の決定

（ア）受託居宅介護サービスの支給標準時間

市町村は、受託居宅介護サービスの支給量の決定に当たっては、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、別途お示しする市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（分／月）（以下、「支給標準時間」という。）の範囲内で支給量を決定することを基本とする。

ただし、以下に掲げる場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、支給標準時間を超える支給量の決定を行うこととして差し支えないものとする。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分 2 以下である場合
- ② 障害支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市町村が認めた場合

（イ）市町村審査会の活用

市町村は、支給標準時間を超えて支給量を決定する場合は、必要に応じて、市町村審査会に諮ることが望ましいこと。また、障害者本人がセルフプランを作成する場合など指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を受けない場合には、市町村審査会の意見を聞くものとする。支給決定の更新の場合の取扱いも同様とする。

エ 支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証

受託居宅介護サービスの支給量については、支給決定通知及び障害福祉サービス受給者証に記載する必要があること。この場合、指定居宅介護のように 1 回当たり利用可能時間数の記載は必要ないこと。

（４）個人単位の居宅介護等の利用について

現行、平成 27 年 3 月 31 日までの間、経過的に認められている重度者の個人単位の居宅介護等の利用については、平成 26 年 4 月 1 日以降においても、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）の利用者であって、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 に規定する要件を満たす

ものについては、新規の場合を含め、引き続き利用することが可能であること。

Ⅲ 指定申請書の様式の改正について

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴い、各都道府県等で使用している指定申請に係る様式の一部を改正する必要があるが、少なくとも以下に掲げる事項の改正が必要となるので、別紙を参考に各都道府県等において必要な様式の改正を行うこと。

1. 各様式の「共同生活介護（ケアホーム）」に係る項目の削除
2. 指定に係る記載事項に「サービスの提供形態に関する確認欄」及び「受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称等に関する確認欄」の追加
3. 共同生活住居に係る様式に「サテライト型住居に関する確認欄」を追加
4. 「サテライト型住居に係る様式」を追加

付表7 ~~共同生活介護事業所(ケアホーム)~~ 共同生活援助事業所(グループホーム)
の指定に係る記載事項 その1

		受付番号	
主たる事業所	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市	
	連絡先	電話番号	FAX番号
サービスの提供形態(該当部分に○)	介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無	
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 別紙のとおり	

(付表7) その2

共同生活住居 ①	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	グループホーム ケアホーム に供する建物形態			
	①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他()			
	②建物所有者名:			
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由			
	④住居の利用定員数 人			
	⑤居室数 室(うち個室 室)			
	⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ²			
	一体的に運営するサテライト型住居 か所			
	一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器			
	主たる対象者 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者			
利用料				
その他の費用				

(付表7) その3

サテライト型住居 ①	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市		
	サテライト型住居に供する建物形態			
	①住居区分:アパート、マンション、その他()			
	②建物所有者名:			
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由			
	④住居の利用定員数 人			
	⑤居室の最小床面積 m ²			
	本体住居の名称			
	本体住居との距離 km			
	利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器			
	主たる対象者 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者			
	利用料			
その他の費用				

地域移行支援の対象拡大について

地域移行支援については、これまでの障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害者に加えて、保護施設や矯正施設等に入所している障害者を新たに支援対象にすることになっている。

(平成26年4月以降の地域移行支援の対象)

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
- 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者
- 新 ○ 救護施設、更生施設に入所している障害者
- 新 ○ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者
- 新 ○ 更生保護施設に入所している障害者、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに宿泊している障害者

矯正施設等に入所中の実施責任の在り方などの詳細については、今後、法務省や厚生労働省内の関係部局と調整しながら検討の上、平成26年4月の施行に向けて、順次お示ししていくので御了知願いたい。

地域移行支援の対象拡大について

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。 【平成26年4月1日施行】

➡ 保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大

1. 基本的な考え方に関すること

- 重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、
 - ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、
 - ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設等に入所している障害者を新たに地域移行支援の対象とする。

2. 保護施設に入所している障害者に関すること

- 保護施設のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」に入所している障害者を地域移行支援の対象とする。

3. 矯正施設等に入所している障害者に関すること

- 対象とする矯正施設の種類は、刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)及び少年院とする。
- 対象とする障害者は、矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定する。
 - ※ 「矯正施設内で行う支援」(入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保等)は、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により実施。
 - ※ 具体的には、「刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者」や、「刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしでの外出又は外泊を許可した障害者」が想定されるが、具体的な対象施設、対象者の範囲等については関係省庁等とも検討中。

また、矯正施設を出所した障害者は、出所後の一定期間、更生保護施設等を利用するケースが少なくないことから、更生保護施設等に入所した障害者についても支援の対象とする。

障害者総合支援法における「障害支援区分」への見直し

(平成26年4月1日 施行)

① 名称・定義の変更（第4条第4項）

○「障害の程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

名称：障害程度区分

定義：障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの。

名称：**障害支援区分**

定義：障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて**必要とされる標準的な支援の度合**を総合的に示すもの。

② 知的障害・精神障害の特性の反映（附則第2条）

○知的障害者や精神障害者について、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないか、との課題が指摘されている。

一次判定から二次判定で引き上げられている割合

【平成22年10月～平成23年9月】身体障害：20.3%、**知的障害：43.6%**、**精神障害：46.2%**

【平成23年10月～平成24年9月】身体障害：17.9%、**知的障害：40.7%**、**精神障害：44.5%**

政府は、**障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう**、区分の制定に当たっての**適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。**

③ 法施行後3年を目途とした検討（附則第3条）

政府は、**障害者総合支援法の施行後3年（障害支援区分の施行後2年）を目途として、『障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方』等について検討**を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

多子軽減措置について

障がい児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障がい児短期治療施設に通う又は障がい児通所支援を利用する児童がいる場合、障がい児通所支援を利用する児童が

- ・ 第2子：障がい児通所支援に係る費用総額の100分の5の額
- ・ 第3子以降なら無償

と所得区分ごとの従来負担上限月額を比較して低い方を利用者負担上限月額とみなす（毎月、負担上限月額を変更決定する必要はない）。

実質的にはこの負担上限月額と利用者負担額は同額となる。

また、世帯における負担上限月額はこれまでと変更はない。

多子軽減の対象となるサービスについて

障がい児通所支援のうち、以下に掲げるサービスに係る利用者負担（就学前児童が利用する場合に限る）とする。

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援（医療に係る部分の利用者負担を除く）
- ・ 保育所等訪問支援

事務手順について

システム改修が完了するまでの間（平成26年4月～10月目途）

4月から多子軽減措置を実施するに当たっては、支払いシステムの改修が完了していないことから、市の窓口において保護者からの申請を受け、償還払いを行うこととなる。

- a) 各世帯が軽減措置導入前の基準で算定した負担額を事業者を支払う
 - ・ 事業者において軽減額の計算は行わない。
- b) 事業者が軽減措置導入前の基準で算定した報酬額を請求する
- c) 各世帯が市に対して軽減分の償還払いを請求する
 - ・ 保護者からの請求・支払は数か月分をまとめて行っても差し支えない

システム改修完了後（平成26年10月目途～）

システム改修完了後は、要件に該当する世帯について、システム上で利用者負担の軽減額が計算されることになるので、事業者において多子軽減措置導入後の利用者負担額及び報酬額に係る請求を行うこととなる。

- a) 各世帯が軽減措置導入後の基準で算定した負担額を事業者を支払う
- b) 事業者が軽減措置導入後の基準で算定した報酬額を国保連（自治体）に請求する

受給者証で多子軽減の対象者であることを明示する必要がある。多子軽減対象児童の明示方法は、現行の受給者証の中で利用者負担に係る欄の特記事項等の欄にその旨記載することとする。

サービス等利用計画書 作成進捗状況

H26年2月28日現在				H27年3月31日計画			
作成対象者数							
	2443						2700
計画相談支援	521			1237			必要とされる相談支援専門員
	内訳	者	420	内訳	者	927	
		児	101		児	310	
セルフプラン	1157			1463			}
	内訳	者	723	内訳	者	1098	
		児	434		児	365	
未作成者	765			0			30
							10

計画相談支援 市内・市外相談支援事業所別作成状況

市内委託相談支援事業所	435
市内特定相談支援事業所	59
市外特定相談支援事業所	27

市内計画相談支援事業所数・相談支援専門員数

	H26年2月28日現在		H27年3月31日見込		H27年3月31日計画	
	事業所数	相談支援専門員数	事業所数	相談支援専門員数	事業所数	相談支援専門員数
計画相談支援・障がい児相談支援事業所	11	19	16	31	20	40

計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

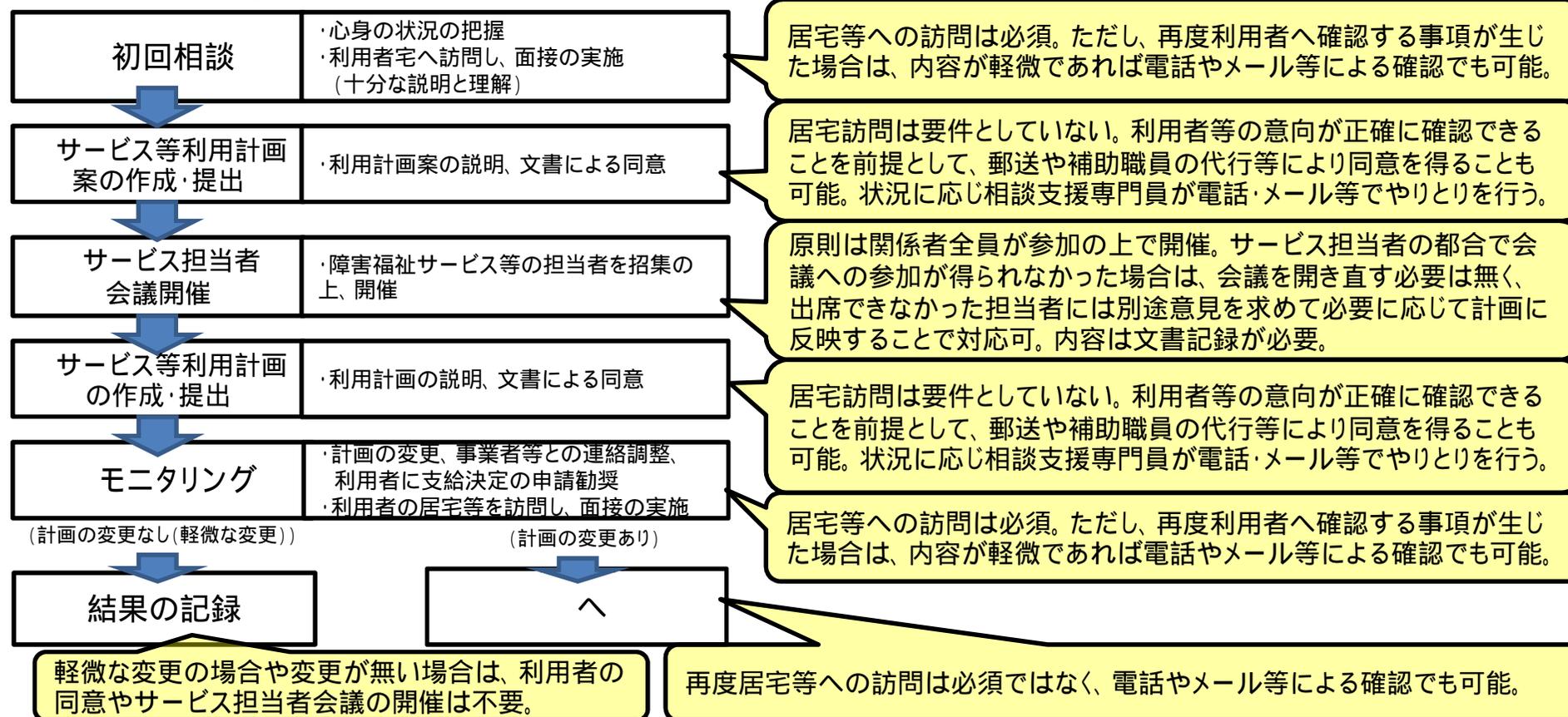
(市区町村に求められる配慮の例)

基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮

支給決定・受給者証発行に当たって、

- ・利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
- ・支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
- ・支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとして計画相談支援の業務量を分散

特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例





【平成 26 年 4 月からの担当地域】

地域の相談支援事業所

障がい福祉サービスのこと、不安なことについて相談してください。

事業所名	住所	担当地域（小学校区）
岡崎市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	〒444-0044 岡崎市康生通南3丁目56番地 TEL 23-8938 FAX 23-7820	広幡 連尺 六名 羽根 小豆坂 城南
NPO 法人岡崎自立生活 センターぴあはうす	〒444-0038 岡崎市伝馬通5丁目47番地 TEL・FAX 26-5080	梅園 根石 愛宕 三島 竜美丘
生活支援センター山中	〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢4番地1 TEL 48-1955 FAX 48-2023	男川 美合 緑丘 生平 秦梨 竜谷 藤川 山中 本宿 豊富 夏山 宮崎 形埜 下山
あちーぶ	〒444-0905 岡崎市宇頭町字西側7番地 TEL・FAX 31-5546	矢作東 矢作北 北野 矢作西 矢作南
相談事業所みなみ	〒444-0823 岡崎市上地3丁目51番地6 TEL 080-4218-0261 FAX 59-2862	岡崎 福岡 上地 六ッ美中部 六ッ美北部 六ッ美西部 六ッ美南部
岡崎市福祉事業団 福祉の村 相談支援事業所	〒444-0011 岡崎市欠町字清水田7番地1 (岡崎市福祉の村 友愛の家内) TEL 83-5601	井田 常磐南 常磐東 常磐 恵田 岩津 大樹寺 大門 奥殿 細川

平成25年度 岡崎市障がい者虐待防止に関する状況（H25.4.1～H26.2.28）
【養護者による障がい者虐待】

1 養護者による障がい者虐待に係る相談・通報・届出受付件数

相談	通報	届出	計
0 件	12 件	7 件	19 件

2 相談・通報・届出者について

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員
7 件	2 件	1 件	件	件	1 件
相談支援専門員・障がい者 福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市区町村行政職員	匿名・その他	計
7 件	件	件	件	1 件	19 件

3 障がい種別について（重複あり）

身体障がい	知的障がい	精神障がい (発達障がいを除く)	発達障がい	その他の 心身機能の障がい	不明	計
8 件	12 件	8 件	件	1 件	件	29 件

4 虐待類型について（重複あり）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
17 件	件	13 件	3 件	5 件	38 件

5 事実確認後の対応について

障がい者虐待として認定した事案				虐待として認定しな かった事案	計
分離を行った事案	分離を 行わなかった事案	その他 (そもそも虐待者と被虐待者 が同居していなかった等)	検討中		
4 件	12 件	件	件	3 件	19 件

分離を行った事案の対応の内訳					
契約による障がい福祉 サービスの利用	やむを得ない事由による 措置	、 以外の方法による 一時保護 (市町村独自事業による 一時保護)	医療機関への入院	その他 (生保施設、知人宅等)	計
1 件	件	1 件	件	2 件	4 件

分離を行わなかった事案の対応の内訳（重複あり）					
養護者に対する助言・ 指導(に至った事例を 除く)	養護者が介護負担軽減 等のための事業に参加	被虐待者が新たに障がい福 祉サービスを利用	既に障がい福祉サービスを受 けているが、サービス等利用計 画を見直した	被虐待者が障がい福祉 サービス以外のサービス を利用	その他 (成年後見制度の利用 等)
8 件	件	件	1 件	1 件	1 件
見守りのみ	計				
5 件	16 件				

6 障がい者虐待として認定された事案について

被虐待者の障がい種別（重複あり）						
身体障がい	知的障がい	精神障がい (発達障がいを除く)	発達障がい	その他の 心身機能の障がい	不明	計
6 件	10 件	7 件	件	1 件	件	24 件

被虐待者が受けた虐待種別（重複あり）					
身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
14 件	件	10 件	2 件	3 件	29 件

平成25年度 岡崎市障がい者虐待防止に関する状況 (H25.4.1 ~ H26.2.28)
 【養護者による障がい者虐待】

被虐待者の性別			
男性	女性	不明	計
5名	11名	名	16名

被虐待者の年齢					
就学前	小学生	中学生	15~17歳(中学生除く)	18・19歳	20~24歳
名	名	名	名	名	7名
25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳
1名	1名	2名	1名	名	1名
55~59歳	60~64歳	65歳以上	不明	計	
1名	2名	名	名	16名	

被虐待者の障がい程度区分					
区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
名	名	3名	名	1名	1名
なし	不明	計			
11名	名	16名			

被虐待者の障がい福祉サービス等の利用状況					
障がい者自立支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市町村及び県が実施する事業	その他
6名	名	名	名	名	2名
利用無し	不明	計			
8名	名	16名			

被虐待者の行動障がいの有無					
強い行動障がいがある(区分3以上、8点以上)	認定は受けていないが強い行動障がいがある	行動障がいがある	行動障がいがない	不明	計
名	名	2名	9名	5名	16名

虐待者との同居・別居				
虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	計
15名	1名	名	名	16名

被虐待者の世帯構成					
単身	配偶者と同居	配偶者及び子と同居	両親と同居	両親及び兄弟姉妹と同居	父親と同居
名	名	2名	4名	4名	2名
父親及び兄弟姉妹と同居	母親と同居	母親及び兄弟姉妹と同居	兄弟姉妹と同居	その他	不明
1名	1名	名	2名	名	計
					16名

被虐待者から見た虐待者の続柄					
父	母	夫	妻	息子	娘
9名	1名	2名	名	2名	名
息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他
名	名	3名	名	名	1名
不明	計				
名	18名				

虐待者の年齢					
~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上
名	2名	2名	4名	5名	5名
不明	計				
名	18名				

平成25年度 岡崎市障がい者虐待防止に関する状況（H25.4.1～H26.2.28）
 【障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待】

1 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に係る相談・通報・届出受付件数

相談	通報	届出	計
件	8 件	1 件	9 件

2 相談・通報・届出者について

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員
1 件	件	件	件	1 件	件
相談支援専門員・障がい者福祉施設従事者等(除く)	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者	警察	運営適正化委員会
件	件	件	件	件	件
その他・匿名	計				
7 件	9 名				

3 障がい種別について（重複あり）

身体障がい	知的障がい	精神障がい (発達障がいを除く)	発達障がい	その他の 心身機能の障がい	不明	計
2 件	5 件	1 件	件	件	2 件	10 件

4 虐待類型について（重複あり）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
4 件	件	9 件	1 件	件	14 件

5 事実確認調査の対象となった障がい者福祉施設・障がい福祉サービス事業等の種別について（重複あり）

障がい者支援施設	のぞみの園	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
5 件	件	件	件	件	件
療養介護	生活介護	短期入所	重度障がい者等包括支援	共同生活介護	自立訓練
件	2 件	件	件	1 件	件
就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	一般相談支援事業所 及び特定相談支援事業所	移動支援事業
件	1 件	1 件	件	件	件
地域活動支援センターを経営する事業	福祉ホームを営む事業	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
件	件	件	件	件	件
障がい児相談支援事業	計				
件	10 件				

6 事実確認の結果、障がい者虐待として認定した件数について

認定した事案	認定しなかった事案	計
2 件	7 件	9 件

7 障がい者虐待として認定した事案における障がい種別と虐待類型について（重複あり）

身体障がい	知的障がい	精神障がい (発達障がいを除く)	発達障がい	その他の 心身機能の障がい	不明	計
1 件	件	1 件	件	件	件	2 件

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
件	件	2 件	件	件	2 件

平成26年度岡崎市高校生障がい福祉サービス体験利用受入事業費補助金について

	変更後	変更前
補助金交付対象者	変更なし	生活介護 自立訓練（宿泊型自立訓練及び居宅を訪問してサービスを提供した場合を除く） 就労移行支援、就労継続支援
補助対象となる事業	岡崎市在住で市が援護の実施者である特別支援学校在学中の <u>高校2年生及び3年生</u> が進路指導の一環として行う障がい福祉サービス事業所の体験利用	岡崎市在住で市が援護の実施者である特別支援学校在学中の <u>高校生</u> が進路指導の一環として行う障がい福祉サービス事業所の体験利用
補助金額	就労移行支援・就労継続支援 1人1日につき <u>5,070円</u> 自立訓練（機能訓練） 1人1日につき <u>7,390円</u> 自立訓練（生活訓練） 1人1日につき <u>7,040円</u> 生活介護 1人1日につき <u>6,620円</u>	就労移行支援・就労継続支援 1人1日につき <u>5,120円</u> 自立訓練（機能訓練） 1人1日につき <u>7,450円</u> 自立訓練（生活訓練） 1人1日につき <u>7,100円</u> 生活介護 1人1日につき <u>6,670円</u>

8 事業所指定事務について

～ 変更事項 ～

1 地域区分について

障がい福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援の給付費請求の際の「地域区分」が変更になります。請求は、新しい級地で行ってください。今回の級地変更で、1単位の単価変更はありません。

変更前（平成 25 年度）	変更後（平成 26 年度）
12 級地	17 級地

【対応】

- ・障がい福祉サービス事業所、計画相談支援及び地域相談支援事業所は 17 級地で給付費の請求を行うこと

2 生活介護における医師配置の取扱いについて

生活介護を実施する施設のうち、利用者に必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、指定基準上医師配置をしないことができることとなります。ただし、その場合、本体報酬において減算扱いとなります。

変更前（平成 25 年度）	変更後（平成 26 年度）
医師は必須	医師を配置しないことができる 減算の対象となる

【対応】

- ・医師を配置しないこととする事業所は、障がい福祉課に連絡の上、減算の届出を行うこと

3 共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化について

共同生活介護と共同生活援助が、共同生活援助に一元化されます。また、一元化後の指定共同生活援助は「指定共同生活援助（介護サービス包括型）」と「外部サービス利用型指定共同生活援助」に分類されます。

サテライト型住居の設置が可能となります。サテライト型住居とは、1人暮らしをしながら、食事や余暇時間は本体住居に加わるというものです。本体住居から 20 分以内で移動することができる距離に設置し、入居定員は 1 人となります。

	変更前（平成 25 年度）	変更後（平成 26 年度）
事業所の形態	指定共同生活介護	指定共同生活援助（介護サービス包括型）
	指定共同生活援助	外部サービス利用型指定共同生活援助
	一体型指定共同生活介護 一体型指定共同生活援助	指定共同生活援助（介護サービス包括型）
入居定員	共同生活住居は 2 人以上	共同生活住居は 2 人以上、ただしサテライト型住居は 1 人

一元化に伴い、基本報酬、加算要件の再編成が予定されています。特に加算項目の変更として、夜間職員や夜間警備業務を評価する「夜間支援体制等加算」、退去後の支援を評価する「自立生活支援加算」は事前の届出が必要ですので、忘れずに届け出て下さい。

【対応】

- ・ 運営規程に定めるべき重要事項のうち、「事業の目的及び運営の方針」「従業員の職種、員数及び職務の内容」「受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地」の規定内容に変更が生じることが想定されることから、運営規程の変更について、変更届を変更の日から 10 日以内に提出すること
- ・ 加算項目や要件の変更に際し、改めて加算要件を確認し、適切に給付費の請求を行うこと

4 重度訪問介護の対象者拡大について

「在宅の行動障がい有する者（知的、精神）であって常時介護を要する者」が重度訪問介護の対象者に追加されました。それに伴い、「主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護」と「主として行動障がい有する者に対応する重度訪問介護」を標榜できることとなります。

変更前（平成 25 年度）	変更後（平成 26 年度）
重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者 or 在宅の行動障がい有する者（知的、精神）であって常時介護を要する者

【対応】

- ・ 主たる対象者記載した場合には、運営規程の変更について、変更届を変更の日から 10 日以内に提出すること

～ 注意事項 ～

5 平成 26 年度加算届の提出について

前年度の利用者数の反映、加算項目の変更等があることから、毎年度当初に変更の有無に関わらず、加算届の提出を求めています。に該当する事業所は必ず加算届を提出してください。

提出の必要がある事業所

訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の内、「特定事業所加算」を新規に算定若しくは算定を終了する事業所

以外の障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設

提出書類

- ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第 5 号（その 1）（その 2））
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1）
- ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2）
- ・ 各種加算に係る届出書（事業種別により提出する書類が異なることから、ホームページに掲載した加算届書類一覧表を確認すること）

<ホームページアドレス>

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/class/p012810.html>

提出期限

平成 26 年 4 月 15 日（火）期限厳守

4 月 15 日（火）までの提出分は例外的に 4 月 1 日（又は 5 月 1 日）から適用し、16 日以降の提出分は 6 月以降の適用となります。

6 平成 25 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の実績報告書の提出について

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定している事業者は、賃金改善の実勢報告が必要です。届出先は平成 25 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書を提出した行政機関と同一となりますので、ご確認ください。

提出書類

- ・福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書（別紙様式 5）
- ・支払実績明細書（参考様式 1） 1
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（事業所等一覧表）（別紙様式 5（添付書類 1））
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）（別紙様式 5（添付書類 2）） 2
- ・福祉・介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）（別紙様式 5（添付書類 3）） 3
 - 1 別紙様式 5 の賃金改善所要額の積算根拠となる資料であり、任意の書式でも可
 - 2 都道府県の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。
 - 3 市町村の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。

7 同行援護のサービス提供責任者及び従業者の要件について

同行援護事業所のサービス提供責任者及び従業者は、別に示す資料の資格要件を満たす者でなければなりません。この要件のうち、同行援護従業者養成研修に係る経過措置が平成 26 年 9 月 30 日までとなっています。経過措置により資格要件を満たしていた方は、平成 26 年 9 月 30 日までに必ず研修修了してください。

～ 確認事項 ～

8 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

- ・ 指定申請書類の受理は月末締切で、翌々月 1 日付けで指定します。また、申請書類の内容に不備がなくなったときに受理します。 期間に余裕をもって、予め相談してください。
- ・ 指定を受けるには事業所が各種法令に適合している必要があります。福祉事業を行う建物には、都市計画法、建築基準法、消防法等で厳しい要件がかかります。賃貸契約等の前に事前に相談してください。法令違反の状態、指定は受けられません。
- ・ 新規に指定を受ける事業所は、実務経験を満たしたサービス管理責任者を配置すれば、事業開始後 1 年間はサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなされます。その場合は、事業開始後 1 年以内に必ず、サービス管理責任者研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分）を含む）を修了してください。研修を修了しない場合、給付費の減算対象となります。

9 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

- ・ 事業所の届出情報に変更される際は、変更届の提出が必要です。
- ・ 変更届の提出期限は変更が生じた日から 10 日以内です。期限遵守してください。
- ・ 変更内容が、「生活介護又は就労継続支援 B 型事業所の定員増」「施設入所支援の定員増」「施設障がい福祉サービスの種類の変更」に当てはまる場合は、変更届ではなく、変更申請となります。この場合、変更申請書類の受理は月末締切で、内容審査のうえ、翌々月 1 日付け適用です。
- ・ 事業所移転の際は、建物について新規申請時と同様の注意が必要ですので、予め相談してください。

10 加算届について（算定する加算項目を変更する際の主な注意点）

- ・ 毎年 4 月 1 日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。
- ・ 給付費（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月 15 日以前に提出された場合には翌月から、16 日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなります。
- ・ 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、速やかにその旨の届出を行うこと。なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。

11 業務管理体制整備に関する届出について

業務管理体制の届出未提出の事業者があるので、該当事業者は早急に提出してください。

- すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単位で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。
- 届出先は表のように、国、愛知県、岡崎市のいずれかとなります。提出先が分からない場合は、一度お問い合わせください。

事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
次の指定事業所のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者 ・指定特定相談支援事業者 ・指定障がい児相談支援事業者	岡崎市福祉部障がい福祉課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市福祉部障がい福祉課(企画整備班) TEL0564-23-6165
以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 <u>岡崎市は届出先ではありません</u>	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

同行援護の従業者の資格要件

① サービス提供責任者資格要件（ア及びイのいずれにも該当又はウに該当する者）

- ア) 介護福祉士、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上介護等の業務に従事した者
- イ) 同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者 (※1)
- ウ) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

② 従業者資格要件（ア、イ、ウのいずれかに該当する者）

- ア) 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者 (※2)
- イ) 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。
- ウ) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※1 アの要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者とみなす(適用日から平成26年9月30日までの間)

※2 居宅介護の従業者要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者とみなす(適用日から平成26年9月30日までの間)

障がい福祉サービス等事業者向けホームページの案内

(事業者向けのホームページ画面に移行するまでの操作)

岡崎市ホームページのトップ画面を開く。

の順番にクリックする。

障がい福祉サービス等事業者向けホームページのトップ画面が開かれる。

< 岡崎市ホームページのトップ >

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/index.html>

< 障がい福祉課ホームページのトップ >

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/1500/1511/p001122.html>

< 障がい福祉サービス等事業者向けホームページのトップ >

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/1400/1424/1408/p015594.html>

(岡崎市ホームページトップ画面)



暮らし

公共施設

市政

観光・史跡

事業者向け

入札・契約・公共工事に関する情報	食品関係事業者	業務管理体制の届出について	障がい福祉サービス事業者等の指定 指定障がい福祉サービス事業者等の指定等について(事業者向け情報) ページを開く
都市計画・まちづくりに関する情報	薬局・医薬品・医療機器・毒劇物	就労移行支援チェックリスト	
建築・開発に関する情報	医療機関	同月再請求依頼(過誤申立)	
事業者向けの税金	福祉・介護事業者	特定事業所集中減算手続き	
産業振興	理容・美容・クリーニング等事業者	生活保護法の指定申請	
市内で営業する方へ	上下水道・土木建築事業者	サービス等利用計画・障がい児支援利用計画等の様式	
	防火・防災・危険物取扱	有料老人ホームに関する届出	
一覧	設備の新設・更新に必要な手続き	障がい福祉サービス事業者等の指定	
	事業所ごみ	介護サービス事業申請に係る様式一覧	

ガイドナビを閉じる

ライフイベント



妊産・出産



子育て



入園・入学



就職・退職



結婚・離婚



新築・転居



高齢・介護



おくやみ

広告 (広告について)

トピックス

RSS

システムメンテナンスに伴う市ホームページの閲覧について
 岡崎市eモニター制度
 インフルエンザ情報ポータルサイト
 こども発達センター等整備運営事業の実施方針等の公表
 臨時福祉給付金等に関するお知らせ
 岡崎市役所 就職ガイダンス情報
 岡崎市職員の募集[自己PR]試験
 平成26年度市民センター定期講座受講生を募集します
 東岡崎駅自転車等駐車場開鎖についてお知らせ
 平成26年度岡崎市立看護専門学校一般入学試験二次募集
 についてのお知らせ



開催中の展覧会「暮らしのうつりかわり」

25障福第2249号
平成26年3月12日

就労継続支援B型事業所施設長様

愛知県健康福祉部障害福祉課長
(公印省略)

工賃向上計画（事業所版）の見直しについて（依頼）

本県の障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力を
たまり厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、平成24年度より県内の就労継続支援B型事業所に対して、
工賃向上計画（事業所版）（以下、「工賃向上計画」）の作成及び県への提出をお
願いしているところであります。

については、新年度を迎えるにあたり、下記のとおり工賃向上計画の見直し及
び必要に応じ提出をお願い致します。

記

1 工賃向上計画の見直し

(1) 既提出済事業所

各事業所において、今年度の取組実績や達成状況を点検・評価していただ
き、目標値の再設定、課題の追加・修正、改善計画の見直しなど必要に応じ
工賃向上計画の見直しを図ってください。

ただし、目標工賃額の再設定については、平成26年度目標額のみとし、
平成24年度及び平成25年度の目標額は変更しないでください。

見直しの結果、既に提出された工賃向上計画の記載内容に変更が生じた場
合は、愛知県へ提出してください。

(2) 未提出事業所

平成25年度中に新規指定を受けた事業所を含め、未提出の事業所におい
ては、工賃向上計画を作成のうえ、愛知県へ提出をお願いします。

なお、工賃向上計画の様式は、愛知県健康福祉部障害福祉課ホームページ
(<http://www.pref.aichi.jp/0000069810.html>) からダウンロードしてくだ
さい。

2 加算との関係

工賃向上計画の作成および計画に基づく業務・作業内容の見直し等の取組
を実施することは、「目標工賃達成加算(I)(II)」及び「目標工賃達成指導員配

置加算」(以下、「目標工賃関係加算」という。)の要件の一つです。

平成26年度において、目標工賃関係加算を申請される事業所は、必ず工賃向上計画を作成し、計画に基づいた取組を実施してください。

なお、「目標工賃達成加算(I)(II)」を申請される事業所においては、申請書類別紙30における「目標工賃額」と工賃向上計画の各年度の目標額との整合性に注意してください。

3 提出期限

既に県へ提出された工賃向上計画に変更が生じる場合、または新たに工賃向上計画を作成した場合の提出期限については、平成26年度における「目標工賃関係加算」の申請の有無により、以下のとおりとします。

(1) 加算申請あり

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限と同日

(2) 加算申請なし

平成26年5月23日(金)

4 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県健康福祉部障害福祉課事業所・地域生活支援グループ

5 提出方法

別添「工賃向上計画(事業所版)(変更)届書」を添付し、郵送にて提出してください。

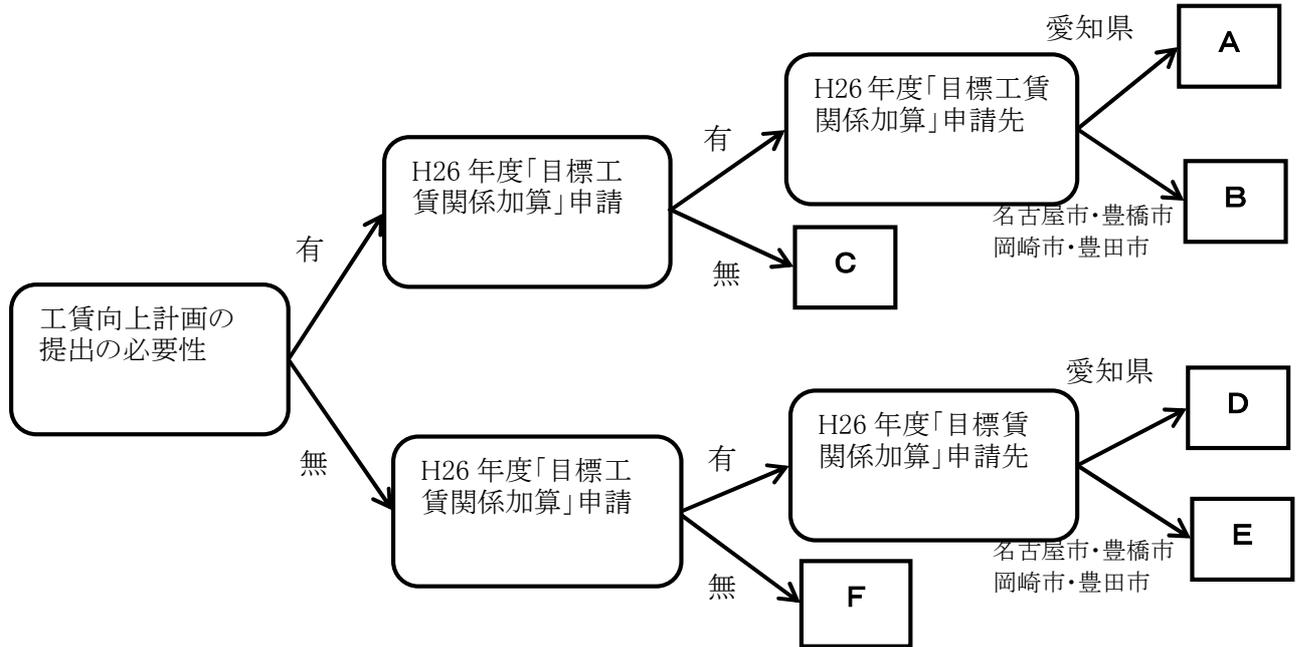
6 その他

(1) 平成25年度の工賃実績については、別途調査をさせていただきます。

(2) 「工賃関係加算」を申請する事業所については、今回の見直しに係る工賃向上計画の提出の有無に関わらず、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に最新の工賃向上計画の写しを添付してください。(別添「参考資料」を参照してください。)

担 当 障害福祉課
事業所・地域生活支援グループ
電 話 052-954-6317(ダイヤルイン)
F A X 053-954-6920

工賃向上計画（事業所版）の提出期限及び提出先



	提出物	提出先	提出期限	備考
A	工賃向上計画(原本)	愛知県	平成26年4月15日(火)	—
	工賃向上計画(写)			「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に添付
B	工賃向上計画(原本)	愛知県	名古屋市又は中核市が定める「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の期限と同日	—
	工賃向上計画(写)	名古屋市 中核市		「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に添付
C	工賃向上計画(原本)	愛知県	平成26年5月23日(金)	—
	工賃向上計画(写)	提出不要	—	—
D	工賃向上計画(原本)	提出不要	—	—
	工賃向上計画(写)	愛知県	平成26年4月15日(火)	「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に添付
E	工賃向上計画(原本)	提出不要	—	—
	工賃向上計画(写)	名古屋市 中核市	名古屋市又は中核市が定める「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の期限と同日	「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に添付
F	工賃向上計画(原本)	提出不要	—	—
	工賃向上計画(写)	提出不要	—	—

※中核市・・・豊橋市、岡崎市、豊田市

工賃向上計画（事業所版）（変更）届書

平成26年 月 日

愛知県知事 殿

所在地

事業者名

代表者

印

別添のとおり、工賃向上計画（事業所版）を（作成・変更）しましたので、報告します。

25障福第2213号
平成26年3月10日

各指定障害福祉サービス事業所施設長
各地域活動支援センター施設長 様

愛知県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業所等取扱物品及び役務リスト記載事項の
更新について (照会)

日頃より、本県の障害福祉行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、本県においても、平成25年11月1日に「平成25年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を策定するとともに、県内の障害福祉サービス事業所等が取り扱う物品及び役務をまとめた「障害福祉サービス事業所等取扱物品及び役務リスト（以下、「リスト」）」を作成し、調達推進を図っているところであります。

については、リスト記載事項を最新情報に更新するため、下記のとおり年2回の更新を実施いたします。

なお、リストは、障害福祉課ホームページに掲載しております。

記

1 調査対象事業所

県内の以下の事業所で、現在リストに記載がある事業所または新規で記載を希望する事業所。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生産活動を行う生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生産活動を行う生活介護を行う事業所に限る）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所

2 調査方法

各事業所において、今回配布する「物品リスト」及び「役務リスト」をそれぞれ確認していただき、記載事項の修正等が必要な場合は、愛知県健康福祉部障害福祉課までご連絡ください。

3 回答様式

別添「リスト記載事項更新依頼書」

(本様式は、障害福祉課ホームページにも掲載しております。)

4 回答期限

前期：平成26年3月25日（火）

後期：平成26年9月25日（木）

5 回答方法

「リスト記載事項更新依頼書」をファックスにて回答。

ファックス：052-954-6920

6 その他

(1) 回答にあたっては、別紙「注意事項」を参照してください。

(2) 修正等が必要ない場合は、連絡不要です。

担当 事業所・地域生活支援グループ

電話 052-954-6317

注意事項

1 リスト記載対象外について

リストは、本県各機関の契約担当者が発注する際に参考とするものであるため、リストに記載する製品やサービスのうち、例えば、すでに既存の取引先があり、現状以上の発注に対応ができないなど、本県からの発注を受けても納入困難な物品及び役務はリスト記載対象外とする。

また、リストに記載する情報の公表を希望しない場合についても、リスト記載対象外とする。

2 物品及び役務の分類について

種別	分類	品目
物品	①事務用品	事務用品
	②食料品・飲料品	菓子、パン、弁当等、飲料、野菜果物、喫茶レストラン、その他
	③小物雑貨	アクセサリー、衣服、軍手、ストラップ、石鹸、タオル、ハンカチ、清掃用具、ガラス製品、木工品、陶磁器、袋・カバン、マスク、さをり織製品、日用雑貨、その他
	④贈答品	贈答品
	⑤園芸（肥料含む）	肥料、苗、その他
	⑥印刷（名刺含む）	名刺、印刷
役務	①クリーニング	クリーニング、リネンサプライ
	②清掃・施設管理	清掃、除草・草刈、環境整備、その他
	③情報処理・テープ起こし	情報処理、テープ起こし
	④リサイクル	リサイクル
	⑤梱包・発送	箱・袋詰、封入、発送、ラベル貼
	⑥その他	点字プレス、組立、バリ取り、その他

リストにおける物品及び役務の分類は、以下のとおりとする。

3 「製品・サービスの内容」欄について

取り扱う製品・サービスが、上記2の「品目」において、複数品目に該当する記載はしないこととする。

例) 『ポスター・名刺』⇒(修正) 『名刺』

※ポスターについては、「その他特記事項」欄に『その他、ポスターの印刷も可能』などの追記をしてください。

4 「参考単価」欄について

リストの「参考単価」欄は、発注の際、重要な情報となるため、可能な限り単位及び金額を記載する。

例) 名刺の場合：1,000円／箱（1箱＝100枚）

5 「その他特記事項」欄

上記3や4に記載しきれなかった点についての追加情報、事業所ホームページアドレ

スや行政機関への納入実績など、発注する際に参考となる情報があれば、可能な限り記載する。

リスト記載事項更新依頼書

1 担当者

法人名	事業所名	担当者名	(担当者連絡先) 電話
-----	------	------	-------------

2 更新依頼

(1) リスト記載事項

「物品リスト」及び「役務リスト」において、更新が必要な項目を含むリスト番号に記載されている事項を記入してください。

分類	リスト番号	法人及び事業所情報									取扱物品等情報						
		法人名	事業所番号	事業所名	サービス種別	(市町村)	所在地	電話	Fax	E-mail	種別	分類	品目	製品・サービスの内容	対応可能量	参考単価	その他特記事項(製品の特長、発注時の注意点など)

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。

(2) 更新の内容

上記(1)の項目のうち、更新が必要な項目のみ、更新後の記載内容を記入してください。

分類	リスト番号	法人及び事業所情報									取扱物品等情報						
		法人名	事業所番号	事業所名	サービス種別	(市町村)	所在地	電話	Fax	E-mail	種別	分類	品目	製品・サービスの内容	対応可能量	参考単価	その他特記事項(製品の特長、発注時の注意点など)

※行数が不足する場合は、適宜追加してください。